



# 領収書添付用紙

経費項目 \*該当費目に○をつけてください。

整理番号

調査研究費		【内容説明欄】 会場使用料
視察研修費		
広報費		
広聴費	○	
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

【領収書等添付欄】

別紙 5枚

## 【留意事項】

1. この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。
2. この【留意事項】を覆うように領収書を貼付けても結構です。

市民会館 利用承認書

第 2018000748 号  
平成 30 年 4 月 6 日

使用者登録番号：( 90000702 )

使用者：市民の目 様

〒202-0003

西東京市長

住所：東京都西東京市北町3-4-5

氏名：森輝雄 様

電話：042-424-3410

使用目的(行事名)		森の談話室						
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料	
		H30.5.20(日)	第1会議室	13:00	17:00	会議	15人	800円
担当		氏名	住所			電話		
備考						施設	使用料	800円
							延長料	0円
							加算料	0円
							減額・減免額(0%)	0円
						付属設備	使用料	0円
							延長料	0円
							減額・減免額(0%)	0円
					合計		800円	
<p><b>注意事項</b></p> <p>○使用料の還付について 公会堂以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返しします。</p> <p>○お願い 駐車場が狭いため、なるべく車での来館はご遠慮ください。</p>						<p align="center"><b>領収書</b></p> <p align="center">金 800円</p> <p align="center">上記金額を領収書にて 文化振興課長</p>		

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する判決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

市民会館 利用承認書

284

1 頁

第 2017004131 号  
平成 29 年 4 月 21 日

使用者登録番号：( 90000702 )

使用者：市民の目 様

〒202-0003

西東京市長

住 所：東京都西東京市北町3-4-5  
氏 名：森輝雄 様  
電 話：042-424-3410

使用目的(行事名)		議員ネット						
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料	
		H29.5.19(金)	第1会議室	13:00	22:00	会議	15人	1,600円
担当		氏名				電話		
		住所						
備 考					施設	使用料	1,600円	
						延長料	0円	
						加算料	0円	
					減額・減免額(0%)		0円	
					付 属 設 備	使用料	0円	
						延長料	0円	
						減額・減免額(0%)		0円
				合計		1,600円		
<b>注意事項</b> ○使用料の還付について 公会堂以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返します。 ○お願い 駐車場が狭いため、なるべく車での来館はご遠慮ください。					領収書 金 1,600円 〇 上記金額を領収しました。 文化振興課長			

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができず。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する判決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

市民会館 利用承認書

357

1 頁

第 2018007237 号  
平成 30 年 4 月 28 日

使用者登録番号：( 90000702 )

使用者：市民の目 様

〒202-0003

西東京市長

住所：東京都西東京市北町3-4-5

氏名：森輝雄 様

電話：042-424-3410

使用目的(行事名)		記者会見					
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	H30.5.9(水)	第2会議室	13:00	17:00	会議	15人	800円
担当		氏名	住所		電話		
備考					施設	使用料	800円
					延長料	0円	
					加算料	0円	
					減額・減免額(0%)	0円	
					付属設備	使用料	0円
					延長料	0円	
					減額・減免額(0%)	0円	
合計					800円		
注意事項					領収書		
○使用料の還付について 公会堂以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返しします。 ○お願い 駐車場が狭いため、なるべく車での来館はご遠慮ください。					金 800円 領収 上記金額を領収しました。 文化振興課長		

1 不服申立て)この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する判決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

市民会館 利用承認書

1478

1 頁

第 2018032636 号  
平成 30 年 8 月 15 日

使用者登録番号：( 90000702 )

使用者：市民の目 様  
〒202-0003

西東京市長

住所：東京都西東京市北町3-4-5  
氏名：森輝雄 様  
電話：042-424-3410

使用目的(行事名)		森の談話室						
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料	
		H30.8.19(日)	多目的室・梅	13:00	17:00	会議	20人	2,200円
担当		氏名				住所	電話	
備考						使用料	2,200円	
						施設 延長料	0円	
						加算料	0円	
						減額・減免額(0%)	0円	
						付属設備 使用料	0円	
						延長料	0円	
						減額・減免額(0%)	0円	
						合計	2,200円	
<b>注意事項</b> ○使用料の還付について 公会堂以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返しします。 ○お願い 駐車場が狭いため、なるべく車でのご来館はご遠慮ください。						領収書 金 2,200円 也 上記金額を領収しました。 文化振興課長		

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する判決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

市民会館 利用承認書

1773

1 頁

第 2018042171 号  
平成 30 年 9 月 14 日

使用者登録番号：( 90000702 )

使用者：市民の目 様

〒202-0003

西東京市長

住所：東京都西東京市北町3-4-5

氏名：森輝雄 様

電話：042-424-3410

使用目的(行事名)		森の談話室						
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料	
		H30.11.18(日)	第1会議室	13:00	17:00	会議	10人	800円
担当		氏名	住所		電話			
備考					施設	使用料	800円	
						延長料	0円	
						加算料	0円	
						減額・減免額(0%)	0円	
					付属設備	使用料	0円	
						延長料	0円	
						減額・減免額(0%)	0円	
				合計		800円		
<b>注意事項</b> ○使用料の還付について 公会堂以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返します。 ○お願い 駐車場が狭いため、なるべく車でのご来館はご遠慮ください。					領収書 金 800円 〇 上記金額を領収し受領した。 文化振興課長			

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁判。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。